

東京あだち校舎テニスコート・フットサルコート使用規則

(使用方法)

第1条 テニスコート及びフットサルコートは、平常9時30分から16時30分（土曜日11時30分）まで、一般学生に開放する。但し、正課の体育授業で使用している時は、授業優先とする。

2 使用希望者は、事前に学部事務室へ申請し、使用についての指示を受ける。

3 ラケット及びボールは使用者が用意する。

4 コート使用時間は1時間30分を限度とする。

5 使用に際しては学生証の提出が必要である。

(使用上の注意)

第2条 コートの使用に適したシューズを使用する。

2 使用後は必ずコートブラシで整備を行う。

3 降雨後などで、コートが濡れている場合は原則として使用しない。

(改廃)

第3条 本規則の改廃は、学生委員会の議による。

附則

本規則は、令和3年4月1日から施行する。